

「戦後社会制度とキリスト教 1945—60」研究会

在日コリアンをめぐる戦後社会体制とキリスト教界： 1945年～1960年を中心に

李 相勲

I. はじめに

本研究が考察の対象とするのは1945年から1960年までの期間であるが、本研究では同期間において在日コリアンに大きな影響を及ぼしたと考えられる社会体制として、特に象徴天皇制と冷戦体制に注目する。前者は、新たな「日本国民」の形成に際してその支柱となったものであり、在日コリアンに対しては、その「日本国民」からの排除という形で作用したものである。また後者は、朝鮮半島の政治情勢（南北分断）などを通して在日コリアンに深く影響を及ぼした。

本研究の目的は、これらの社会体制の進行過程で起こった在日コリアン関連の出来事・事件に対して在日コリアンおよび日本のキリスト教界がそれぞれどのような反応を示したのかについて明らかにすることにある。本研究では、在日コリアン・キリスト教界に関しては、在日大韓基督教会（KCCJ）¹と在日本韓国YMCA²を主な考察対象とする。

本研究の先行研究としては、李清一『在日大韓基督教会宣教100年史』と柳東植『在日本韓国基督教青年会史』を挙げることができる³。これらの研究においても、本研究が重要な考察対象とする諸事項（例えば、『基督新報』の刊行）に対して言及がなされているが、それぞれKCCJおよび在日YMCAの通史ということもあり、それらについて十分に掘り下げて検討されているとは言えない。また、日本キリスト教の反応についても言及されていない。本研究では、主にKCCJの機関紙『基督申報』（1951年7月創刊、1952年8月より『基督新報』、1953年4月より『福音新聞』に改称）や日本基督教団の機関紙『基督教新報』、『キリスト新聞』およびKCCJや在日YMCAをはじめとする日本にある教団・団体の会録、関係者らの回顧録などを資料として用いることで、先行研究では明らかにされてこなかった点を明らかにしていく。

本研究では、まず戦後新たに「日本国民」が形成されていく中で在日コリアンが排除されていった過程を概観し、それに対する在日コリアンおよび日本のキリ

スト教界の反応について見る。次に南北分断や朝鮮戦争を含む冷戦体制が在日コリアン・キリスト教界にどのような影響を与えたのかについて検討し、最後に在日コリアンの排除と冷戦体制という二つの流れが交わった点ともいえる「帰国事業」をめぐっての在日コリアンおよび日本のキリスト教界の反応について考察する。

II. 戦後「日本国民」の形成過程における在日コリアンおよび日本のキリスト教界

1. 「日本国民」の形成過程における在日コリアンの排除・抑圧

多民族国家であった戦前の植民地帝国日本においては、統治の必要から混合民族論が支配的であったが、戦後においては植民地を喪失する中、日本は単一純粋な起源をもつ民族のみで構成されているとする単一民族神話が支配的となり、そのもとに新しい「日本国民」が形成されていった⁴。その際、その要となったのは、新憲法によって「国民統合の象徴」と位置付けられた天皇であった。尹健次は、この日本国憲法の基本的特徴として、「天皇制の存続」「植民地支配・戦争責任の自覚・反省の欠如」「旧植民地出身者の在日アジア人の憲法の枠組みからの除外」を挙げているが、日本国民の形成は、植民地支配への責任を曖昧にする中で、また、在日コリアンを「外国人」化し、日本国憲法による人権保障の対象から排除する中で進められたと言える⁵。

日本政府は、在日コリアンの国籍に関して、講和条約が定めるまでは日本国籍を有するものとしていたが、そのことで在日コリアンを「日本人」と平等に扱ったわけではなかった。例えば、1945年12月の衆議院議員選挙法の改正に際して、戦前からあった在日コリアンの参政権を停止している⁶。また、日本国憲法施行の前日である1947年5月2日には、最後の勅令によって退去強制規定を含む外国人登録令が公布・施行されたが、その11条の「みなし規定」により、在日コリアンも「外国人」とみなされることとなり、この法令の適用対象となった。そして最終的に日本政府は、1952年4月28日のサンフランシスコ講和条約の発効をもって、在日コリアンの「日本国籍」を剥奪したが、その後、在日コリアンは日本国籍を喪失して「外国人」となったことにより、生活保護を除くすべての社会保障から除外されることとなった⁷。

このように日本政府は、在日コリアンを「外国人」化して排除していったが、一方では、在日コリアンがその「民族性」を明示・育成することを抑圧した。戦後、在日コリアンは在日最大の組織であった在日本朝鮮人連盟（朝連）などの指導の

もと、その子弟に対する民族教育を行うため日本の各地に民族学校を設立していった。しかし、日本の文部省が1948年1月に通達を出すと、それが事実上民族学校の存在を否定するものだったこともあり、各地でこれに反対する抗議運動が起こった。特に神戸と大阪では後に「阪神教育闘争」と呼ばれる大規模の抗議運動が展開され、神戸では抗議運動が激化する中、4月24日に非常事態宣言が出された。この阪神地域での抗議運動は、GHQ（アイケルバーガー第8軍司令官）の主導のもと強行鎮圧されたが、そのような強行姿勢がとられた背景には、同年5月10日に南朝鮮で予定されていた単独選挙に対する朝鮮半島での反対運動と在日コリアンの抗議運動が結びつくことに対する懸念があったと考えられている⁸。在日コリアンの民族教育に対する抑圧には、冷戦状況も深く関係していたのである。

2. 在日コリアンの排除・抑圧に対する在日コリアンおよび日本のキリスト教界の反応

ここまで、戦後「日本国民」が形成される中、在日コリアンがどのようにそこから排除され、また民族教育が抑圧されたのかについて概観した。現在までのところ、これらに対して日本キリスト教界から何らかの言動があったことを示す資料は見つかっていない。他方、在日コリアン・キリスト教界が示した反応についての資料は、わずかながら存在する。例えば、阪神教育闘争に関しては、1948年5月29日付の『キリスト新聞』に「神戸事件は朝鮮基督者の責任」と題した記事が掲載されており、KCCJ 総会長の呉允台による次のような内容の談話が掲載された。

我ら朝鮮人基督者の精神指導の不充分の為に今度の様な神戸事件と言われるものが起つた事は誠に残念に思う、之は民族の罪であり基督教会の責任である、今後一層福音伝道の使命を覚える所以である、併し何と云つても朝鮮人伝道者は極めて少い、連合国、日本の基督者の援助を願いたい、朝鮮人の中に基督者が多かつたならば、今度の様な事件も起らなかつたであろうと思う

ここに登場する「神戸事件」とは、1948年4月に起こった阪神教育闘争のことである。『キリスト新聞』のこの記事には、阪神教育闘争に対する編集部あるいは日本人キリスト者の見解は記されていない。『キリスト新聞』の編集部には同談話の掲載にあたって何らかの意図があったと考えられるが、それについては不明である。

この談話の中で呉は、神戸における抗議運動を「民族の罪」であるとしているが、それは非常事態宣言が出されるほどに激化したことに対してであり、在日コリアンが民族教育を受ける権利自体を否定したものではなかったであろう。なお呉は、キリスト者が多く存在していたなら、今回のような事件は起こらなかったであろうと述べているが、阪神教育闘争の犠牲者の中にはキリスト者と考えられる人物もいた。朝連の兵庫県本部委員長であった朴柱範である。朴は、阪神教育闘争に関わったことで逮捕され、1949年11月25日に病気のため仮出所したが、その4時間後に亡くなっている。戦後どの教会に所属していたのかは不明であるが、朴は1930年代の兵庫における朝鮮人教会の形成において重要な役割を担ったキリスト者の一人であった⁹。

一方、在日YMCAは、1948年5月7日に開催された総会において、民族教育に対する弾圧を日本各地で推進する日本政府に対して「警告」を発することやこの問題に対するYMCAの立場を明らかにするための声明書を発表すること、4月27日付の各新聞に掲載されたアイケルバーガー第8軍司令官の言動に対する進言書を本人に直接提出することなどを決議している¹⁰。これを受け、5月11日に開催された理事会において、声明書作成発行委員のメンバーが選定されたが¹¹、この声明書の発表を含め5月の総会で決議された事項が実行されたのかについては、資料的には現在までのところ確認できていない。なお、この当時の在日YMCAの理事長は、KCCJ総会長でもあった呉允台であり、理事の多くもKCCJ関係者であった。

日本政府による日本国籍の剥奪に対しては、在日コリアン・キリスト者が何らかの反応を示したことを裏付ける資料は確認されていないが、国籍自体に対して、在日コリアン・キリスト者がどのような考えをもっていたのかについて垣間見せる資料が一つある。講和条約発効以前に出された1951年10月15日付のKCCJ機関紙『基督申報』に掲載された「動乱と講和日本に就いて」と題した無記名の記事である。同記事の中で、その記述内容から羅曾男と推定される筆者は¹²、「目下日本政府は講和後の外国人に対する対策を考案中であるが、一朝事ある場合に強制退去を命じ得ないから、その便宜のために在留韓国人を外人として取扱いをするといつて、うそぶいているのであります。国際慣習上、韓国人を外人取扱することは当然であるにも拘らず」と記している。ここにある「外人取扱」という語はその意味するところがやや不明瞭であるが、この文書で筆者は、「韓国人は独立国家である大韓民国の国民であるので、当然外国人である」との考えを表明していると見てよいであろう。

戦後一貫して朝連をはじめとする主要民族団体は、「外国人」（あるいは解放国民）としての処遇を求めつつ、在留権の保障など在日本コリアンの権利擁護運動を展開していた¹³。したがって、こと「外国人」としての位置づけに関しては、外国人登録令の公布・施行に際して、あるいは講和条約の発効に伴う日本国籍の喪失に際して反発を示すことはなかった。同じく在日本コリアン・キリスト教界も反発を示すことはなかったが、その根底には上記記事の筆者のように自らを「外国人」であるとする自己認識があったのであろう。

先に見た通り、サンフランシスコ講和条約の発効に伴い、在日本コリアンは日本の社会保障制度から排除された。KCCJは、1953年10月に開催された総会において厚生局の設置を決議したが、同総会時に提出された厚生局の事業計画案には、「信徒の生活安定と向上、職業斡旋」「健康保険組合設置」「厚生事業機関設置」などが挙げられている¹⁴。時期的なことを考慮すれば、これらは社会保障制度から排除されたことに対する対応策として出された可能性が高いと考えられる。

ここまで在日本コリアンが排除されていった過程において、在日および日本のキリスト教界がどのような反応を示したのかについて見た。日本キリスト教界に関しては何の発言もなされていないことを見たが、そのこと自体が在日本コリアンをめぐる問題に対する当時の日本キリスト教界の姿勢を表わしているとも言えるであろう。『キリスト新聞』は阪神教育闘争に際して、呉允台の談話を掲載したが、日本キリスト教界自体の見解を報じることはなかった。次に南北分断が在日本コリアン・キリスト者にどのような影響を与えたのかについて考察しておきたい。

Ⅲ. 冷戦体制と在日本コリアン・キリスト教界

1. KCCJの名称変更

冷戦体制は、朝鮮半島の状況では南北分断として表れたが、そのことがKCCJのあり方に対しても影響を及ぼしている。その一つの象徴的な出来事がKCCJの名称変更である。KCCJは、その第4回定期総会（1948年10月）において、名称を「在日本朝鮮基督教教会総会」から「在日本大韓基督教教会総会」へと変更した。この総会の参加者のうち二人がその時のことを回顧した記録を残しているが、そのうちの一人は、当時KCCJの総会書記であった織田橋次（韓国名：田永福）であり、もう一人は京都教会長老であった兪錫濬である。織田によれば、一方には韓国の李承晩大統領の支持者がおり、民族を代表する教会名として「在日本大韓」

に変更することを支持し、もう一方には若い世代を中心に、キリストは世界の主であり、韓国に偏ることは教会の本質とは相容れないことであり、また、北朝鮮を支持する人々を伝道する際に障害になるとして教団名を変更しないことを支持する人々がいた¹⁵。

一方、兪錫濬は、投票した55名中賛成が28名、反対が27名の1票差で名称変更が決定したと記している。また、若い世代の教役者や青年たちが南北の片側を支持するのではなく、中立の立場をとるべきだと主張したのに対して、反共主義思想をもった人たちが名称は大韓民国に従うべきであると主張したとしている¹⁶。

二人の記録は概ね一致していると言えるが、二人の証言からは、若い世代を中心に南北分断の政治情勢にあつて中立を保とうとする声がKCCJ内に強く存在していたことを知ることができる。

2. KCCJの機関紙と反共主義

KCCJはその第3回定期総会（1947年10月）において、「機関誌」の刊行に向けて準備を進めることを決定したが、そのことが実現したのは1951年のことであった¹⁷。すなわち、1951年7月10日に機関紙『基督申報』が創刊され、月3回ほどのペースで発行された。その後、1952年8月に『基督新報』、1953年4月に『福音新聞』とその名称が変更されている¹⁸。創刊後、財政的な理由により、129号を最後に一時期刊行が途切れるが、その後、再発行に向けての努力がなされる中、月刊紙として1958年11月14日に『福音新聞』第130号が発行され、現在に至っている¹⁹。

1951年7月における『基督申報』の創刊とその継続発行が可能となったのは、ジェームズ・フィッシャー（James Fisher）という名の人物の支援があったからである。例えば、『基督申報』関連の1952年5月の総収入28万1657円のうち、18万円がフィッシャーからの補助金であった²⁰。このフィッシャーからの補助金が1954年6月よりなくなったことで、先に見たように機関紙の発行を継続できない状況に陥ったのであった。

ところで、このフィッシャーとはどのような人物であり、なぜKCCJを支援したのであろうか。兪錫濬はその著書の中で、フィッシャーともう一人の人物・張利郁が「亜細亜文化財団」関係の仕事のため東京に駐在しており、この財団より支援を受け、『基督申報』が刊行されることになったと記している²¹。上述のフィッシャーからの支援金は、この財団からのものだったのである。

では、この「亜細亜文化財団」とはどのような団体だったのであろうか。ここで兪が触れていた張利郁という人物に注目したい。張はソウル大学総長などを歴任した人物であったが、朝鮮戦争時（1950～1953年）には国連軍総司令部放送（VUNC）に勤務し、東京にも駐在していた。このVUNCとは、中国大陸や朝鮮半島に向けた心理戦のためのラジオ放送であった²²。張利郁の回顧録によると、『基督申報』の刊行を支援したのは「アジア財団」（The Asia Foundation）であり、この財団とKCCJを結びつける役割を担ったのも張であった²³。

アジア財団は、心理戦を展開してアジアにおける共産主義の拡大を阻止するためにCIAが設立した組織であった²⁴。1951年に自由アジア委員会（CFA）という名称で設立され、1954年に名称をアジア財団と変更している。したがって、KCCJが『基督申報』の刊行への支援を受け始めたのは、CFA時代のことであったことになる²⁵。

このアジア財団とKCCJの橋渡しをしたのが、上記の張利郁とフィッシャーであった。フィッシャーは、1919年10月に、米国の南メソジスト監督教会の宣教師として朝鮮に赴任し、延禧専門学校（現・延世大学）で英語や心理学を教えた。その後、朝鮮戦争時には、東京に置かれていた国連軍参謀部（the US Section of the UN General Staff in Tokyo）で心理・宣伝戦に従事した人物である²⁶。

兪錫濬によれば、フィッシャーと張利郁の二人は『基督申報』の記事に干渉し、反共主義的な記事を多く書かせようとした²⁷。新聞の送付先には、韓国内にあった捕虜収容所も含まれていたが²⁸、このような形で、KCCJの機関紙は反共主義を広める心理・宣伝戦の道具として使用されていたのである。

このような中、朝鮮戦争が休戦となった翌年の1954年初め頃から『福音新聞』の編集方針に対する批判の声がKCCJ内から上がり始める。これに対してフィッシャーは『福音新聞』紙上で反論を発表しているが²⁹、それに対して兪錫濬が同じく『福音新聞』紙上で、「フィッシャー博士は、共産主義の罪悪的行為を明らかにして攻撃するのがキリスト者の任務であるかのように語る。私たちは、共産主義と同じ手段をもって攻撃し、憎悪心が溢れる呪いのような悪評は、キリスト教の原理とみなすことはできない」と批判した³⁰。兪のように、KCCJ内には『福音新聞』の編集方針があまりにも反共主義に偏っているのも、より中立的なものとなるべきだとする見解をもった人びとがいたのである³¹。

先に朝鮮半島の南北分裂という状況の中、大韓民国の樹立に伴ってKCCJの名称が「在日本大韓基督教会総会」に変更された際にもKCCJは中立的な立場に立

つべきとする意見が強くあったことを見たが、朝鮮戦争を経験した時点においても KCCJ には過度の反共主義を戒める見解が存在したのであった。

3. アジア財団と在日 YMCA

KCCJ のほか、在日 YMCA もアジア財団からの補助金を受け取っていた。共産主義者による在日学生に対する宣伝活動が広まる中、1953 年秋頃から共産主義者に対抗する宣伝戦を行う上での在日 YMCA の有用性が米国政府内で認識されるようになり、支援の方法について検討された結果、アジア財団が支援を行うこととなったのである³²。実際、1954 年に在日 YMCA はアジア財団から 250 万円を寄付金として受け、それをもとに建物の改修工事をはじめ図書室や食堂の設置などを行っている³³。

ところで、在日 YMCA にもフィッシャーは関わりをもっていた。すなわち、1955 年 7 月から米国に帰国する 1956 年 3 月までの間、フィッシャーは在日 YMCA の理事を務め、アジア財団との橋渡しを行っていたのであった³⁴。

IV. 北朝鮮への帰国事業と日本および在日コリアン・キリスト教界

1. 帰国事業の概要と背景

1958 年 8 月から在日コリアンによる北朝鮮への帰国運動が本格的に始まり、全国的に広まっていった。そうした中、翌年 1 月に日本赤十字社（日赤）の理事会が帰国問題は「人道問題」であるとし、その早期解決を訴えたのを受け、翌月の 13 日に日本政府は帰国者の出国を許可することなどを閣議了解した。その後、日朝の赤十字間で交渉が進められ、8 月 13 日に帰還協定の調印がなされた後、12 月 14 日に最初の帰国船が北朝鮮に向けて新潟港を出港した。この 1959 年 12 月から最後の帰国船が出航した 1984 年 7 月までに帰国した人々は 9 万 3340 人であり³⁵、その中には日本生まれの 2 世（あるいは 3 世）も多く含まれていた³⁶。

帰国事業を推進するにあたっての日本側（日赤および日本政府）の思惑は、在日コリアンの「厄介払い」であったと考えられている。高崎宗司によると、日本側が在日コリアンの帰国を希望した理由には、在日コリアンに生活保護を受けていた人々や貧困の中で犯罪者となる者が多かったこと、そして、共産主義者が多いとみなされていたことなどがあつた。一方、在日コリアン側が帰国を望んだ主な理由には、生活苦や社会主義祖国への憧れ、子どもの将来への不安などがあつ

た³⁷。菊池嘉晃は、上記の主要なもの以外にも様々な理由を挙げているが、多くのケースでそれらは日本社会における在日コリアンに対する民族差別や排除と深く関係していたと指摘している³⁸。

この点についてももう少し触れておくと、日本企業への就職は民族差別のため難しく、また先に触れた1952年の日本国籍喪失以来、在日コリアンは公務員や郵便局など公共機関の職員になることもできなかった。そのような中、在日コリアンの生活は不安定なものとなり、生活保護率も非常に高い状態にあった³⁹。

2. 帰国事業に対する日本キリスト教界の反応

日本のキリスト教界は、帰国事業に関しては比較的に高い関心を見せた。実際、戦後において在日コリアンに関して、まとまった形で日本のキリスト教界が関心を示したのは、このときが最初であった。『朝日新聞』など日本の各新聞は、1959年1月末以降、この件について大きく取り上げるようになっていったが⁴⁰、キリスト教系の新聞もその頃からこの件に関しての社説・記事を掲載し始めている。

その最初のもは、『キリスト新聞』（1959年2月7日付）の社説「キリストにあってお願いします」であった。そこでは、北朝鮮への帰国事業に反対する韓国の態度について、「何ともいえぬ不快なものを含んで」おり、「嫌悪すべきものがある」とする一方、帰国事業については、「信仰的に見ても、これは美しい政策」であり、「祖国に帰りたい者を送り返してあげるといふことは、誠に心あたたまる話ではないか」と支持を表明している。同社説の最後は、李承晩大統領や韓国のキリスト者に対する、「その信仰と、同胞に対する愛をもって、人間の基本的権利を尊び、その自由を重んじ、北鮮帰国希望者が無条件に帰れるように助けてください」との文章で締めくくられている。

その後、同じく2月に『キリスト新聞』および『基督教新報』紙上に帰国事業に反対する在日コリアン・キリスト者の意見を含んだ記事が掲載された後（後述）、同年8月までこの両紙にはこの件に関する記事は掲載されなかったが、『福音と世界』1959年3月号に掲載された短い政治時評で、学習院大学教授であり、日本基督教協議会社会問題委員会の専門委員なども務めていた飯坂良明が帰国事業について触れている。同時評で飯坂は、この問題は人権問題であるが、軌道に乗りつつある日韓会談が頓挫してしまわないよう慎重に進めていくべきであると主張した⁴¹。基本的には飯坂も帰国事業自体には異存はなかったわけである。

その後、日朝の赤十字が帰還協定に調印した日の前日である8月12日付の『キ

リスト新聞』に帰国事業をテーマとした社説が再び掲載された⁴²。そこでは、帰国事業は韓国政府が主張するような「強制追放」でないことは、帰還を「熱望」する在日朝鮮人の姿を見れば明らかであり、それは、「戦後におけるもっとも人道的な、良心的な方策であり、常に人間の悪意と憎悪とを含んでいる国内政治と国際政治とを超越した善政である」としている。

一方、『基督教新報』では、9月12日号の論説で、帰国事業に反対する韓国基督教連合会（現・韓国基督教教会協議会）の主張について論評した後、帰国事業が「できるだけ円満の中にトラブルが少なく実施されることは、日本のキリスト者たちも心から望むところである」と記し、基本的に同事業を支持する立場にあることを明らかにしている⁴³。

さらに12月25日付の『キリスト新聞』では、1959年12月14日に最初の帰国船が新潟港を出港したのを受け、コラム「望楼」欄で再び帰還事業に触れ、「帰還には人間的に美しい情景が各処に展開されている」とするなど、帰国事業の正当性を強調した。

『朝日新聞』および『産経新聞』における帰国事業関連の報道（社説・記事）を分析した高崎宗司によれば、両紙ともに日赤と日本政府による帰国事業は「人道的」なものであると無批判的に支持すると共に、同事業が在日コリアンの人権に関わる問題であると報じる一方、これに反対する韓国を「非人道的」として非難していた⁴⁴。上に見たように、日本のキリスト教系新聞の論調も基本的にはこれと軌を一にするものであったと言える。

高崎は、在日コリアンが帰国を希望する背景について報道することで『朝日新聞』や『産経新聞』が在日コリアンの置かれた状況を日本社会に知らせる役割を担った側面もあることを認めるが、在日コリアンが日本に存在するその歴史的背景あるいは在日コリアンに対する日本の歴史的責任についての言及はなされなかったと指摘している⁴⁵。この点に関しては、次節で見ることになるように、『キリスト新聞』や『基督教新報』では、在日コリアン・キリスト者の主張の中でそのことにも触れられていたが、それが両紙の論調に影響を与えた形跡はない。次にその点について見ておきたい。

3. 帰国事業に対する在日コリアン・キリスト教界の反応

先にも触れたように、1959年2月の『キリスト新聞』および『基督教新報』誌上にそれぞれ一度ずつ帰国事業に反対する在日コリアン・キリスト者の主張が掲

載されている。2月21日付の『キリスト新聞』には、2月19日にKCCJ東京教会の青年らと日本のキリスト者らとの間でもたれた懇談会についての報告記事が掲載された⁴⁶。そこでは、帰国事業に対するKCCJ青年らの主張のうち二つが記者によってまとめられ、記載されている。そのうちの一つは、戦時中に強制徴用されて来た者たちが学歴その他の理由で慢性的失業状態にあるが、そのことに対する対策を日本政府が何ら講じることなく、失業者だからと言って帰国させることが人道的であると言えるのだろうかと帰国事業に対して疑義を投げかけるものであった。これは、一般社会と同じく帰国事業は人道的であるとする日本キリスト教界とは真逆の見解であったと言える。

一方、『基督教新報』誌上では、2月28日号に同紙主筆の宮内彰が聞き手を務めて行われたKCCJ東京教会牧師の呉允台への「日韓問題」に関するインタビュー記事が掲載されたが、その内容は帰国事業に関するものであった⁴⁷。同インタビューでは、ある日本に駐在するスイスの新聞の記者が帰国事業に関しては日本の立場が正しいと述べており、大部分の日本人も同じ立場であるとする宮内に対し、呉は在日コリアンが日本に居住するようになった歴史的背景や在日コリアンの生活が困窮している状況とその背景などについて概説した後、「このようにして強制または半強制でつれて来た人たちを、今になって役に立たなくなったから、犯罪の温床になっているから送り返すということは、こんどの送還が人道主義の立場からだ」と歌われているだけにわりきれぬものを私たちは感じている」、日本側が在日コリアンに職を与える努力をしても「なお法を犯す者はどしどし送還すべきですが生活の安定を考えてくれないでいて厄介者扱いするように送還することは少し筋が通らないと思います」と述べている。呉は明白な形では述べていないが、在日コリアンの問題は、日本の植民地支配に起因する歴史的責任の問題であり、その責任を「厄介扱い」する形で回避すべきではないと訴えたのであった。

さらに翌月の3月10日には、KCCJと在日YMCAが連名で、帰国事業に反対する声明書を発表している⁴⁸。声明書は、日本による朝鮮の植民地支配期になぜ在日コリアンが日本に移住するようになったかについての歴史的背景や1952年の国籍喪失以来、在日コリアンが受けてきた差別待遇とその結果としての困窮などに言及した後、「日本政府は過去の斯る非人道的行為に対して何らの人道的償いもせず、却って人道的なる美名の下に北韓共産政権の虚偽、欺瞞的な数字を取り上げ、北韓送還を敢行せんとする事はあまりにも人道に反する措置であるといわ

ねばならない」としている。

このように在日コリアン・キリスト者側からは、帰国事業に対する異論が強く提起されたが、上に見たように、帰国事業を「人道的」なものとする日本キリスト教界の見解には影響を与えることはなかった。

先に見たように、インタビュー記事の中で呉允台が帰国事業に対して疑義を呈した後、聞き手の宮内は、送還は強制ではなく本人らの希望でなされているのではないかと述べる。それに対して呉は、それは生活ができないからであって、生活が安定していさえすれば北朝鮮に帰る者はいないであろうと反論するが、それに対して宮内は、「日本も昔とちがって四つの島に九千万がひしめいていて、大学を出ても就職ができない社会情勢では、お国の方方をよくしてあげたくてもなかなかできないのが実状ではないかと思います」と述べている。この宮内の短い発言は様々な意味で興味深いものであるが、そこには植民地支配の過去に対する責任意識は見受けられない。日本のキリスト教界にそのような責任意識が広まり始めるのは、1960年代半ば以降のことであった⁴⁹。

新潟で帰国運動に携わっていた佐藤勝巳はその著書の中で、帰国運動による帰国者が減りだした頃に帰国船の出航地であった新潟県の一部の町内会長らが「朝鮮人は早く日本から出ていってもらいたいと思って募金に協力しているのに、どうして帰らないのか」との声を公然と上げていたことに触れつつ、次のように述べている⁵⁰。

共和国への帰国が実現した経緯のなかには、ごく少数だが植民地支配の後始末の一つと考えた人もいたし、政治とは関係ない「人道と人権」の問題ととらえた人もいたものの、しかし、圧倒的には、「帰ってくれたら助かる」と考えた人々が大半を占めていたとみるのが事実に近いと思う。残念なことながら、日本の地方議会が、ある日ある時突然、在日朝鮮人の人道と人権に目ざめ、支持決議をしたなどは、とても考えられる状況ではなかったのである。

ここにあるように、在日コリアンによる帰国運動が始まると1959年2月までに多くの地方議会（47都道府県および290市区町村）が帰国促進を決議したが、そうした決議の根底にあったものは、日本政府と同じく在日コリアンの「厄介払い」であったと佐藤は看破していたのである。

では、日本のキリスト教界はどうであったのか。日本のキリスト教界は、帰国運動が開始されるまで、在日コリアンの人道・人権問題について関心を示したことはなかった。また、帰国事業に関する在日コリアン・キリスト者からの訴えがその見解に影響を与えた形跡もない。さらには、その後、日本キリスト教界が継続して在日コリアンの人権問題に関わったという形跡もない。これらのことを考慮すれば、日本人キリスト者が帰国事業に賛同したことの根底にあったものも、日本の一般社会にあったものとそれほど異なるものではなかったと推察することも可能ではないであろうか。

V. 結論

本研究では、まず参政権の停止や外国人登録令の適用、日本国籍の剥奪といった在日コリアンを「外国人」化し、「日本国民」の枠組みから排除していった日本政府による一連の政策に関しては、在日コリアンおよび日本のキリスト教界が直接それに反応したことを示す資料は現在までのところ見受けられないことを確認した。在日コリアン・キリスト教側に関しては、在日コリアンの国籍に関する見解を示した記事が一本、『基督申報』紙上に掲載されているが、それによると、同記事の筆者は在日コリアンが外国人とみなされることを当然視していた。それは、同時期の在日コリアン一般の見解と軌を一にするものでもあった。ここで一言付け加えておくと、在日コリアンの「外国人」化という点では、日本政府と在日コリアンは一致していたが、前者においてそれは人権保障の対象からの排除をも意味しており、その点では権利擁護運動を展開した後者とは大きく異なる方向性をもったものであったと言える。

民族教育に対する弾圧に対しては、阪神教育闘争が激化したことに対するKCCJ 総会長・呉允台の批判的発言が談話という形で『キリスト新聞』紙上に掲載されたほか、在日YMCAが民族教育への弾圧に批判的であったことを見た。なお、『キリスト新聞』が呉の談話のみを掲載し、編集部あるいは日本人キリスト者の見解を掲載しなかった理由は不明である。

本研究では次に、南北分断がKCCJの名称変更および『基督申報』（1953年4月より『福音新聞』）にどのような影響を及ぼしたのかについて検討し、『基督申報』の刊行とその編集方針に反共主義を広めようとする米国政府の思惑が深く関わっていたことを明らかにした。また、教団名の変更に際してはKCCJ内にも中立であるべきとする意見が強く存在し、『福音新聞』の編集方針に関しても、それがあ

まりにも反共主義的であるとの批判がKCCJ内に存在していたことを見た。このようにKCCJは反共主義一辺倒というわけではなかったのであり、そのような姿勢が1980年代から始まる朝鮮半島の平和統一に向けたKCCJの宣教活動につながっていったとみなすこともできるであろう⁵¹。

最後に本研究では、帰国事業に対する在日コリアンおよび日本のキリスト教界の反応について検討した。日本のキリスト教界が在日コリアンに対して比較的に高い関心を示したのは、この帰国事業時においてが最初であった。日本人キリスト者は、帰国事業を「人道的」なものであるとし、それに反対する韓国を強く批判した。これは、日本の一般紙と同様の論調であり、異なる点があるとすれば、「信仰的に見ても」などキリスト教的な修辭が用いられていた点だけであった。一方、在日コリアン・キリスト者は、植民地支配の責任問題や在日コリアンに対する差別的待遇の問題に触れつつ、帰国事業が「人道的」であるという見解に対して疑義を唱えたが、それが日本のキリスト教界に影響を与えることはなかった。

本研究では、それまで在日コリアンの人道・人権問題に関心を示すことのなかった日本のキリスト教界が突如、帰国事業に関心をもつようになり、それを「人道的」なものであるとして支持したことや在日コリアン・キリスト者の訴えを一顧だにできなかったことなどを見たが、そうした姿勢を日本キリスト教界がとったその根底には、政府や一般社会同様、在日コリアンを「厄介払い」したいとの考えがあった可能性が高いと考える。

この当時の日本のキリスト教界の中に植民地支配への自らの責任問題を真摯に問うた形跡は見受けられない。そうしたことの中に、戦後、在日コリアンを「外国人」化して排除しつつ、また植民地支配の責任を回避しつつ進められた新しい「日本国民」の形成に取り込まれていった日本のキリスト教界の姿を見て取ることができるのではないだろうか。

〈註〉

¹ KCCJは、1908年の留学生教会の設立（現・東京教会）をその宣教の始点とする教団である。1912年からは朝鮮の長老教会とメソジスト教会による共同宣教が展開される中、日本各地に朝鮮人教会が設立されていき、1934年に在日本朝鮮基督教会という名称の教団が設立された。その後同教団は、1940年に日本基督教会に吸収合併された後、1941年の日本基督教団設立以降は同教団に所属することとなった。戦後、日本におけるプロテスタント系の朝鮮人教会はこの旧在日本朝鮮基督教会系の教会に所属していた信徒らを中心に1945年11月15日に在日本朝鮮基督教連合会を創立し、日本基督教団に脱退通告文（12月30日付）を提出している。この連合会はその後、1947年10月に独自の憲法を制定すると共にその名称を在日本朝鮮基督教会総

- 会と変更し、連合会から教団へとその組織形態を移行した。その後、数回にわたる名称変更を経て、現在は在日大韓基督教会（KCCJ）との名称のもと、その宣教活動を展開している。以下、本研究においては、現在「在日大韓基督教会」と称している教団に言及する際にはKCCJと記す。
- 2 在日 YMCA は、1906 年に東京で設立された、現存する在日コリアン団体のうち最も古いものである。設立当初の名称は、「東京朝鮮基督教青年会」であったが、1946 年に「在日本朝鮮基督教青年会」に改称した後、その後さらに「在日本韓国基督教青年会」と改称している。以下、本研究では、この組織に言及する際には、在日 YMCA と記す。
 - 3 李清一『在日大韓基督教会宣教 100 年史 1908-2008』かんよう出版、2015 年；柳東植『在日本韓国基督教青年会史：1906-1990』在日本韓国基督教青年会、1990 年。
 - 4 小熊英二によると、混合民族論とは日本民族は太古において異民族を同化してできた民族であることを認めるものであり、そのような経験をもつが故に日本民族が異民族を統治・同化することは容易であるとするものであった。小熊英二『単一民族神話の起源—<日本人>の自画像の系譜』新曜社、1995 年；尹健次『民族幻想の蹉跎』岩波書店、1994 年、11-13、252 頁；文京洙『在日朝鮮人問題の起源』クレイン、2007 年、100 頁。
 - 5 尹健次『民族幻想の蹉跎』、249-251 頁；同『日本国民論—近代日本のアイデンティティ』筑摩書房、1997 年、119-122 頁。
 - 6 水野・文は、在日コリアン側からこの措置に対して目立った反対がなかったが、それは朝鮮半島への帰還援護などに忙殺されていたためであったとしている。水野直樹・文京洙『在日朝鮮人—歴史と現在』岩波新書、2015 年、108 頁。
 - 7 姜在彦・金東勲『在日韓国・朝鮮人—歴史と展望』改訂版、労働経済社、1994 年、192-197 頁。1949 年 8 月頃に連合国軍最高司令官のマッカーサー宛に送った手紙の中で当時の首相・吉田茂は、在日コリアン全員を朝鮮半島に送還することを提案している。このことは、日本政府による在日コリアン排除の意志がどれほど強いものであったかを象徴的に示すものであろう。吉田茂・マッカーサー『吉田茂＝マッカーサー往復書簡集：1945-1951』袖井林二郎編訳、講談社、2012 年、275-277 頁。この提案については、後に見るように、1959 年から始まる「帰国事業」によってその一部が成就されたとも言える。この点に関しては、ロバート・リケット「朝鮮戦争前後における在日朝鮮人政策—戦後「単一民族国家」の起点」、大沼久夫編『朝鮮戦争と日本』新幹社、2006 年、215-218 頁を参照のこと。
 - 8 文京洙『在日朝鮮人問題の起源』、103-104 頁。
 - 9 阪神教育闘争 50 周年記念神戸集會編『忘れまい 4・24 - 阪神教育闘争 50 周年記念誌 -』阪神教育闘争 50 周年記念神戸集會、1998 年、10 頁；「阪神教育闘争犠牲者の遺族を韓国に訪ねる」『むくげ通信』165 号（1997 年 11 月）、16 頁；「阪神教育闘争犠牲者・朴柱範さんの遺族と解放前の「本庄村」（現神戸市東灘区）を訪ねる」『むくげ通信』168 号（1998 年 5 月）、10 頁。朴柱範関連の資料については、神戸学生青年センター理事長の飛田雄一氏にご提供いただいた。同氏に対して、ここに感謝の意を表したい。
 - 10 『一九四八年度五月 会議録』例えば、4 月 27 日付の『毎日新聞』第 1 面のトップ記事「ア中將、朝鮮人暴動事件に声明 軍事裁判を指令」によると、第 8 軍司令官であったアイケルバーガーは、兵庫県庁での抗議活動参加者らの行為に対して、それを不法行為とし、「第八軍司令官としては私は以上の不法行為への事実を認め朝鮮人のあるものを軍事委員会または軍事裁判所もしくはは両者によって起訴することを命じた」と語っている。なお、在日 YMCA 関連の資料収集に際しては、在日本韓国 YMCA の田附和久氏に多大なご協力をいただいた。同氏に対して、こ

に感謝の意を表したい。

- 11 『理事会々録』(1935-1959)、47頁。
- 12 記事中、筆者が1950年5月～11月に韓国に滞在していたことが記されているが、『基督申報』の編集にも携わっていた羅曾男はまさにその時期に韓国に滞在していた。
- 13 占領期においては、連合国民などの外国人は日本人よりも多くの食糧配給を受けることができたが、結局在日コリアンは、そのような特恵を受けることはなかった。水野直樹・文京洙「在日朝鮮人」、108-109頁。在日コリアンが当時もっていた国籍に関する主張については、鄭榮桓「植民地の独立と人権—在日朝鮮人の「国籍選択権」をめぐる」『PRIME』36号(2013年3月)；朴沙羅「入国管理体制と「外国人」概念—「日本型排外主義」再考」『ソシオロジ』62巻2号(2017年)を参照のこと。
- 14 『在日大韓基督教会 第九回定期総会撮要』(1953年)、8、12頁。厚生局は、その事業の一つとして診療所の開設を進めたが、それは実現には至らなかった。『在日大韓基督教会 第十一回定期総会撮要』(1955年)、付録2-3頁参照。
- 15 織田橋次『チゲクン：朝鮮・韓国人伝道の記録』日本基督教団出版局、1977年、146頁。
- 16 兪錫濬『在日韓国人의 설움』쿰란出版社、1988年、77頁。なお、在日YMCAも大韓民国の樹立後にその名称を「在日本朝鮮YMCA」から「在日本韓国YMCA」に変更している。この変更に関して柳東植は、在日YMCAは大韓民国の樹立(1948年8月15日)と同時に名称変更を行ったとしているが、そのことを裏付ける資料的根拠は示されていない。柳東植『在日本韓国基督教青年会史』、281、460頁。
- 17 『在日本朝鮮基督教会 第三回定期総会要録』(1947年)、3頁。本節に関しては、李清一『在日大韓基督教会宣教100年史』、180-182頁も参照のこと。
- 18 1950年代のものとしては、欠号もあるが、創刊号から第123・124合併号(1954年8月15日)までのものが国立国会図書館に所蔵されている。
- 19 『在日大韓基督教会総会 第十五回定期総会録撮要』(1959年)、48-50頁。
- 20 「基督申報社会計簿」(在日韓国基督教会館所蔵)。
- 21 兪錫濬『在日韓国人의 설움』、143頁。
- 22 VUNCに関する日本語による研究としては、例えば、小林聡明「冷戦期アジアの「電波戦争」研究序説—朝鮮戦争休戦後のVUNC(国連軍総司令部放送)に注目して」『応用社会学研究』No. 52(2010年)；同「VUNC(国連軍総司令部放送)の廃止過程—国務省・USIA・国防総省の対立と妥協をめぐる」『Intelligence』第15号(2015年3月)などがある。
- 23 張が東京に赴任したのは、1950年12月のことであるが、それ以前の1950年7月からすでにフィッシャーとKCCJの間で機関紙の発行についての協議が始まっていた。張利郁およびフィッシャー、アジア財団の関係が具体的にはどのようにつながっていったのかについては、今後の研究課題としたい。張利郁『나의回顧録』샘터사출판부、1975年、253-258頁。「基督新報社設立経過事情」(在日韓国基督教会館所蔵)も参照のこと。『基督申報』は基督申報社という別機関を組織して刊行されたが、張利郁によれば、彼とKCCJ(吳允台)との間で協議した結果、アジア財団の信任を得るためにそのような組織形態にしたという。なお基督申報社の専務として関わった兪錫濬の記述の中の「亜細亜文化財団」という名称は、兪の記憶違いであろう。
- 24 小林聡明「CIA・米慈善団体・在日支援：一九五〇年代中葉を中心に」『抗路』7号(2020年7月)、143頁。
- 25 以下、CFA時代についての記述においても、「アジア財団」との名称を使用する。

- 26 J. Earnest Fisher, *Pioneers of Modern Korea*, Seoul: Christian Literature Society of Korea, 1977, p. 312.
- 27 兪錫濬『在日韓国人의 설움』、144頁。フィッシャーや張利郁自身も論説などを寄稿しており、特にフィッシャーは連載記事をはじめ多くの記事を書いている。
- 28 1952年に開催されたKCCJの定期総会への基督申報社の報告によれば、捕虜収容所には500部が送られていた。『在日大韓基督教会 第八回定期総会撮要』(1952年)、31頁。
- 29 제임스·이·윗시어博士「福音新聞의 編集方針에 関하여」『福音新聞』1954年2月17日。
- 30 兪錫濬「福音新聞編輯方針에 関한 피시어博士의 意見」을 읽고『福音新聞』1954年3月24日。引用文の日本語訳は引用者。
- 31 제임스·이·윗시어博士「福音新聞의 編集方針에 関하여」も参照のこと。
- 32 小林聡明「CIA・米慈善団体・在日支援」、148-152頁。
- 33 柳東植『在日本韓国基督教青年会史』、323頁；張利郁『나의 回顧録』、259頁。
- 34 『理事会々録』(1935-1959)、148-151、160頁。『在日本韓国YMCA 50周年記念画報 1906～1956』在日本韓国基督教青年会、1956年に掲載された写真等も参照のこと。
- 35 高崎宗司「帰国問題の経過と背景」、高崎宗司・朴正鎮編『帰国運動とは何だったのか—封印された日朝関係史』平凡社、2005年、50頁。
- 36 この点に関しては、菊池嘉晃『北朝鮮帰国事業の研究—冷戦下の「移民的帰還」と日朝・日韓関係』明石書店、2020年、555-556頁を参照のこと。
- 37 高崎宗司「帰国問題の経過と背景」、26-28、31-35頁。この点に関しては、テッサ・モーリス・スズキ『北朝鮮へのエクソダス—「帰国事業」の影をたどる』朝日新聞社、2007年（特に第9章「特別使節の極東歴訪」）も参照のこと。
- 38 菊池嘉晃『北朝鮮帰国事業の研究』、532頁。
- 39 生活保護については、例えば、1957年12月現在の一般保護率が1.8%であったのに対し、在日コリアンの保護率は13.3%に達していた。菊池嘉晃『北朝鮮帰国事業の研究』、532頁；水野直樹・文京洙『在日朝鮮人』、144-145頁。
- 40 高崎宗司『「朝日新聞」と『産経新聞』は帰国問題をどう報じたか』、高崎宗司・朴正鎮編『帰国運動とは何だったのか』、287頁。
- 41 飯坂良明「政治時評 北鮮送還問題」『福音と世界』1959年3月号、47頁。
- 42 「社説 福音の根は滅びない 北鮮帰還者を送る」『キリスト新聞』1959年8月22日。
- 43 「論説 北朝鮮帰還問題と韓国キリスト教連合会」『基督教新報』1959年9月12日。
- 44 高崎宗司『「朝日新聞」と『産経新聞』は帰国問題をどう報じたか』、288-289、304頁。
- 45 高崎宗司『「朝日新聞」と『産経新聞』は帰国問題をどう報じたか』、288-289、293-294、305頁。なお1959年頃に日本基督教協議会(NCCJ)社会問題委員会では、同委員会委員であったKCCJ牧師の孟哲輝が「在日韓国及び朝鮮人困窮者の実態についての研究報告」と題し、在日コリアンが置かれた状況についての研究報告を行っている。同委員会が研究報告を行うよう孟に依頼したのは、「日本に在住する韓国人及び朝鮮人の中に増加しつつある困窮者の問題が、最近、大きなわかれた社会問題として注目」され、「日本人としても放置することは正しくないと思われ」たためであった。時期的に考え、この研究報告が実施されたのも、帰国事業を通して在日コリアンの現状が日本社会に伝わりつつあったためであろう。なお、この報告を受けた後、NCCJが継続的に在日コリアンの問題に取り組むようになったことを示す資料は現在までのところ発見されていない。『日本基督教協議会第13回総会報告』(1960年3月)、21-22頁。

- 46 「北鮮帰還は人道的か—在日韓国教会 日本教会の理解要望」『キリスト新聞』1959年2月21日。
- 47 「日韓問題を語る」『基督教新報』1959年2月28日。
- 48 この声明書に関しては、李清一『在日大韓基督教会宣教100年史』、197-198頁を参照のこと。なお、3月5日の任職員会でKCCJが帰国事業に対する反対声明書を公にすることを決定した翌日の3月6日にYMCAは理事会にて、KCCJと共同して声明書を作成することを決定している。『理事会々録』（1935-1959）、189頁。
- 49 この点に関しては、拙稿「5-16과 군사정권에 대한 일본 기독교계의 반응- 한국문제 그리스도자 긴급회의’ 결성까지 (1961~1974) 를 중심으로」『한국기독교와 역사』第56号（2022年3月）を参照のこと。
- 50 佐藤勝巳『わが体験的朝鮮問題』東洋経済新報社、1978年、15頁。
- 51 KCCJによる朝鮮半島の平和統一宣教に関しては、李清一『在日大韓基督教会宣教100年史』、251-255頁を参照のこと。